

## 第 1 1 4 回

# 京都市大規模小売店舗立地審議会

## 議 事 録

日 時：平成 23 年 3 月 28 日（月）

午前 10 時～11 時 28 分

場 所：KKR 京都 くに荘 4 階会議室

## 開 会

●事務局（高見課長） 皆様，おはようございます。本日は委員の皆様方には年度末にもかかわらず，また月曜の朝ということでご多忙中にもかかわらず，ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて，3月11日の東北地方太平洋沖地震の震災につきまして，亡くなられた皆様方のご冥福を心からお祈り申しあげますとともに，1日も早い復帰をお祈りいたすところでございます。京都市におきましても22日現在で第20次の，延べ612名を現地に派遣しております。昨日は9時半に緊急消防隊が福島原発に向けて出発いたしました。3月29日と30日に原子炉に対しての放水活動を行うこととなっております。

京都市におきましては先般，府・市・商工会議所等のトップ会談におきまして，華美なイベント等は自粛いたしますが，できるだけ催し物は中止をせずに義援金を集めて現地に送る，あるいは関西が経済的にも元気で活気があることによって日本全体にその影響を及ぼすということでございますので，もしも委員の皆様方がまちなかで行政がイベントをしているのをご覧になられましても，一生懸命お金を集めているということで，何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申しあげます。前置きが長くなりまして申し訳ありません。

ただいまから，京都市大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。本日の委員の皆様方のご出席状況でございますが，9名の委員のご出席を賜ってございます。したがって，京都市大規模小売店舗立地審議会条例第5条第3項の規定に基づきまして，本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。なお，本審議会の事務局長でございます商工部長の堀池はやむを得ず欠席させていただいております。ご容赦賜りますようお願いいたします。

本日は，高島屋京都店の届出者説明がでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

それでは審議を始めてまいりたいと思いますが，お手許にございます資料の確認をさせていただきます。お手許には審議会次第，資料1「高島屋京都店 検討資料」，資料2「京都ヨドバシビルに係る報告」，資料3「立地法に係る計画一覧」，以上の資料を置かせていただいております。また併せまして「5月の日程調整表」も置かせていただいておりますので，ご確認のほどよろしく願いいたします。それでは早速審議会を始めたいと存じます。市川会長，よろしく願いいたします。

## 議 題

### 1 平成22年10月届出案件

#### 「高島屋京都店」に係る届出者説明

●市川会長 では，これより第114回京都市大規模小売店舗立地審議会を始めます。議題1「平成22年10月届出案件 高島屋京都店」であります。前回の審議会で京都市から諮問を受け

ておりますので、届出の計画概要につきまして事務局から説明をお願いします。特にご異議がないようでしたら、引き続き届出者説明に進みたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

——（異議なしの声）——

●事務局 それでは事務局から検討資料のご説明を申しあげます。お手許の資料をおめくりいただきまして資料1，1ページが目次でございます。おめくりいただきまして2ページ，「高島屋京都店に係る意見書及び地元説明会における意見等の概要」でございます。

意見書については提出がございませんでした。今回の変更に伴いまして、「現状の駐車場の利用実態を踏まえ、届出総台数988台を変更せず、既存の自営及び隔地の契約駐車場を中心として代替の収容台数を確保したことについて、駐車場利用に関する混乱を回避するとともに、変更内容を迅速かつ広く周知するためには、新聞広告や周知ビラを通じて来店客に知らせることが望ましい」と判断しましたので、今回のケースにつきましては説明会開催不要認定をしてございます。

ちなみにお手元に今回の変更等に伴いまして、事業者が作成したチラシを席上配付させていただいております。公共交通機関の利用促進に向けた様々な取組が実施されておりますので、それに関わるチラシも添付しております。今回の変更は店舗のすぐ南にあります稲荷町パーキングを所有する会社の都合で駐車場の契約をとりやめたいという話が急に出てきたことによります。突然の話であるとともに、一方的な話であったことから、現在運用している駐車場を中心として駐車台数を確保するという形で進めたというのが経過でございます。

今回の変更内容は駐車場の出入口の変更等でございます。変更内容としては軽微でございますが、駐車場に関する交通処理の話、公共交通機関の利用の方についての優遇策を今後どうしていくかという話について、改めて事業者の説明を求めるということで、今回届出者説明をしてもらうこととしました。

お手許の資料では、店舗の現状について、駐車場、店舗周辺を撮影しております。3ページに撮影箇所を地図に示し、直近の現況ということで3月17日に撮影しました。

おめくりいただきまして、4ページは稲荷町パーキングの現状です。当初去年の段階では駐車場をやめるという話でしたが、所有者の都合により今もって駐車場経営が続いているものの、高島屋は使用していないという状況を確認するために撮影しております。

①，②につきましては稲荷町パーキングの現状，③は河原町通の道路状況，④は高島屋から稲荷町パーキングに行く出入口の状況を撮影しております。

⑤，⑥，⑦，⑧，⑨は、最近の新聞に掲載されました電気自動車の普及に関する取組について、駐車場運営に関わる新たな試みということで、参考に撮影しております。

⑩，⑪は、駐車場を分散して駐車台数を確保したことから、店舗周辺には自転車などの利用による来店増が予想されたことから、新たな整備の状況を撮影しました。

5 ページ⑫の 8 階駐車場は、これまでは倉庫として使用していた箇所ですが、稲荷町パーキングの使用が不可能になったことに対応して、倉庫に改造する前の駐車場に改装しなおしたものです。おめくりいただきまして 6 ページの⑬、⑭、⑮については、8 階駐車場の利用状況を確認しております。撮影日が平日のお昼でございましたので、利用が少ない状況でございますが、土曜、日曜及び祝日ではかなりの利用がある状況です。

⑯以降から最後につきましては、今回の取扱いを店舗施設内でどのように告知・周知を図っているかを、ピックアップして撮影しております。広く周知を図るのは当然必要とされる場所ですが、高島屋の自営駐車場を利用した顧客には、席上に配付しておりますチラシを配って意識付けを行い、店舗周辺の隔地駐車場の利用促進に取り組んでおられるところです。

事務局からの説明は以上でございます。

●市川会長 それでは議題 1 の「平成 22 年 10 月届出案件 高島屋京都店」に係る届出者説明です。担当の方々に入ってくださいますので、事務局、お願いいたします。

——（担当者入室）——

●事務局 自己紹介のあと、着席したままで結構ですので説明をお願いいたします。

●大井（高島屋） 高島屋京都店総務部の大井と申します。よろしくをお願いいたします。

●瀧野（高島屋） 営業企画の瀧野と申します。よろしくお願ひします。

●佐々木（高島屋） 総務部の佐々木と申します。よろしくお願ひします。

●大井（高島屋） 今回の高島屋京都店の変更計画説明書に基づきまして、簡潔にご説明をさせていただきます。

前段でお話もあったかと思ひますけれども、昨年 5 月末に私どもの南隣、稲荷町パーキングの所有者のほうから、当社の利用を 9 月 1 日から解約をしたいという旨がございまして、私どもも急でございましたので緊急にそちらでお願いをしていた 288 台につきまして、いかにしようかということで検討を始めました。これまでの課題でございました河原町通の渋滞についてもこの機会でございますので抜本的な見直しもしたいということで、まず駐車場全体の需要の抑制と駐車場の分散化、この 2 つをメインで検討しました。

9 月 1 日に向けましていろいろなことを検討して、新たな駐車場を 2 箇所、京都市の鴨東駐車場とパラカ烏丸駐車場、この 2 つと新規に契約をいたしました。そうすることで全体の 988 台という台数をそれぞれ過去の経緯を見直して台数も見直し、それと新規の駐車場への分配を

して駐車場台数を確保するというをしまして、進めさせていただきました。

それと駐車場需要の抑制ということで、今まで 3,000 円以上お買い上げいただきましたら 2 時間無料にさせていただいていたのを 5,000 円に引き上げさせていただきました。2,000 円というのは大きくない額かもしれませんが、4 月に行いました駐車場のアンケートでほしい 18% ぐらいの方が 5,000 円以下の購買額ということで把握ができました。全体の数すべてをやったということではないのですが、非常に重要な数字ではないかということで、3,000 円から 5,000 円に上げさせていただいてお客様への理解を求めるといふ、この 2 つをさせていただこうとなりました。

そういったことでこちらのピンク色の「駐車場サービス変更のお知らせ」というものを急遽、8 月 12 日から店頭にも大きなポスターを置いて、各所に掲示、及び配布をさせていただきました。できるだけ周知をさせていただいてご利用のお客様にもご理解を願おうということでさせていただきました。そういったことと一緒に公共交通機関の利用促進を進めるためにも、河原町通の交通渋滞緩和のため、公共交通機関をご利用くださいという内容を、こういった変更のときの告知のチラシであったり、新聞広告であったりというところにきちんと書かせていただきました。

そういう意味では今回の施策を進めるうえで、公共交通機関の利用促進がいちばん大事ではないかと思われましたので、まず「100 円循環バス de ご来店キャンペーン」といったキャンペーンに取り組みました。9 月末の土日の 2 日間、まずやらせていただきまして 5,000 部のチラシをつくって、そこに 2 枚ずつ 100 円循環バスの利用券を付けて、店頭で配布させていただきました。次の 10 月いっぱいまで利用できる券ですので、1 万枚配りましたけれども 700 人ぐらいのご利用が 10 月中にございました。こういった手ごたえがございましたので、ちょうど御池のほうの駐車場のご利用も進みますし、地下鉄ご利用の方も京都市役所前とか烏丸御池駅で降りていただく方などにとって非常に便利ではないかということでこういったものをさせていただいて、これを 10 月末の土日の 2 日間、12 月のはじめの土日の 2 日間、そして 1 月末の土日の 2 日間、計 4 回こういったことを実施いたしました。チラシにしますと 2 万枚、無料券にしますと 4 万枚の券を配らせていただきました。

トータルしますと 6% ぐらいのご利用でまだまだ認知が少ないのですが、こういったことは地道に続けていきたいということがございますので、今度の 4 月 29・30 日にも第 5 回目を考えております。こういったことで車で直接私どもに来られるお客様を少しでも分散化させていただいて、街中を歩きながら高島屋をご利用いただきたいということでさせていただきました。

そしてまた 11 月 16~23 日のあいだですが、ちょうどお歳暮の時期でございますので、そういったご来店をされる方にも公共交通を利用していただきたいということでチラシに告知をしまして、ギフトセンターにそのチラシを持ってきていただいたお客様にお歳暮を購入されると 500 円の市交通のプリペイドカードをプレゼントさせていただきました。合計 200 枚弱、

お客様にそれをお求めいただきました。また、「京の冬の旅」という京都市さんと JR さん、京都市営交通さん、それと民間鉄道さんが連携したキャンペーンがございまして、12 月から発行する「京の冬の旅」の京都カードの 2,000 円券と 2 日分の 3,000 円券、これについて提示されるとレストランや喫茶等でソフトドリンクのサービスをさせていただきました。

それと最初に出しています計画説明書には予定しておりませんでしたけれども、このほかにあと 3 つ、公共交通機関の利用促進を考えました。11 月 17 日には京都市の「歩くまち・京都 顕彰ポスター」、これを私どもの店の河原町通側の車の出るところに、2メートル、3メートルの大きな掲示場所があるのですけれども、そこにポスターを掲示させていただきました。そうすることで車からそのまま出られる方もそれが見え、バスからも見られるということでアピールをさせていただいて、できるだけ歩いて楽しんでいただけるよう工夫をさせていただきました。

さらに 1 月 2 日に、百貨店にとっては初商という非常に大きな販売の機会なのですが、そのときにリサーチパークにあります丹波口の立体駐車場と臨時契約をさせていただいて、そちらに車をとめていただいて高島屋に来ていただいて 5,000 円お買い求めいただくと、終日無料券の駐車券をプレゼントするのと併せて、お帰りのバス券、例えば大人 3 人で来られたら 220 円の券を 3 枚お渡しする。こういうキャンペーンをさせていただきました。2 日、3 日だけでございますので 14 台のご利用しかなかったのですけれども、確実にその方々は五条のリサーチパークのほうで車をとめて来られたということで、河原町通には車でお越しでないことが確認できました。

それから直近なのですが 3 月 3 日に京都初の電気自動車のタクシー乗り場を、私どもの店の寺町通側出入口に設置させていただきました。常に 2 台車がとまっています、充電器も付けましたのでまたまた 1 台分プラスで、日々 10 台前後、多いときには 14 台のご利用もございましたので、こういった公共交通の 1 つでありますタクシーの利用促進にも努めていきたいということにさせていただきます。

そういった公共交通にプラスしまして自転車、バイクが非常に大事でございますので、そちらのほうの駐輪サービスも 9 月 1 日から、今までお買い上げがありますと 2 時間が無料サービスでしたがプラス 1 時間、3 時間の無料サービスとさせていただきました。場内は工事をさせていただいて、暗くて、使い勝手も悪かったので美装をしまして、非常に使いやすい駐輪場ということでお客様からお褒めのお言葉をいただいたりしております。多いときには今まで 1,000 台ちょっとでしたのが、1,300~1,400 台の駐輪をしていただいています。そういったものはプラスになっているかと思えます。

こういった公共交通機関と自転車等の利用促進をするとともに、先ほどいいました駐車場の分散確保、誘導を進めるということで 10 月 8 日に、アンケートでも遠くはいやだ、バリアフリーでないといやだ、おじいちゃん、おばあちゃんを連れているから近いところがいいという方も多うございますので、館内の自走式駐車場の上層階を、以前は平成 15 年のときに駐車

場をつぶして倉庫にしていたのですがそれを復旧しまして、48台分のプラスとさせていただきました。自走式ですので非常に回転率がいいので、そちらのほうは全体で3回転強ほどしております。こういったことで河原町通から来られるお客様もきちんと受け入れさせていただく。

それとプラスして周辺の駐車場ということで、先ほど申しました2箇所の新たな遠方の駐車場を3時間にして、御池駐車場は今までも3時間でしたけれどもそれも3時間を継続しまして、それと京都市の四条烏丸駐車場も3時間にさせていただいて、合計4箇所の3時間の無料駐車場を、5,000円以上お買い求めでございますけれどもさせていただいて利用促進を図っているところでございます。

こちらのほうはまだ十分には、やはり近くのほうがいいという方もおられると思いますので、今度は4月9日からキャンペーンを張りまして、3時間の契約駐車場をご利用していただきましたら、1回ごとにスタンプを押ささせていただき、3回集めていただくと先ほど申しましたトラフィカ京カード500円分をプレゼント、さらに3つ集めていただくと先ほど申しました電気自動車タクシーの1,000円利用券をプレゼントしていくキャンペーンを8月いっぱいまで続けたいと考えております。近くがいいというのはどうしても消費者の心理ですけれども、お正月の1月2日は御池駐車場に650台ほど駐車していただきまして、前年よりも100台ほど多い駐車利用がありましたので、確実にきちんと提案すればいいのではないかと考えております。

それから実際に9月1日から稲荷町パーキングが使えないということで、お客様にご不便をおかけするにあたっては稲荷町パーキング、仏光寺・高辻・松原・五条通の角々にガードマンを配置させていただいて、大きな掲示板を出して、稲荷町パーキングは利用できませんということを9月いっぱいから10月はじめにかけてさせていただきました。その後、稲荷町パーキングのところにも大きな看板を立てていただいたので、お客様はそこを見ていただいたらどこに入られるのか、高島屋の駐車場に行かれるか、ご自分の選択ということになっておりますので、そのあたりも混乱はほとんどございません。

当初は5人の警備員を、4人出して混んだら南のほうのポイントごとにはせ参じるようにさせて、混乱を少しでも少なくしていこうということで努力させていただきました。つい最近ですが河原町通側のわれわれの屋上近くに監視カメラを付けまして、河原町通のそこそこのところまで把握できるカメラを付けましたので、これも混み合うときに迅速な対応ができるということで使おうと思っております。

そのようなことを全体的にさせていただきながら、現在、去年の9月からですが駐車場の総台数は6カ月で24%減ということで、かなり大きな台数減になっております。この6カ月の利用台数が約36万台、昨年は約47万台のご利用があったのですが、それが24%ぐらい減ったということです。9月が24%減、10月が21.8%減、少し回復したかと思ったのですが11月は24.7%、もっとも商戦期の12月は26%ちょっと減、1月は26%減、2月は22%減でございます。先ほど申しました5,000円に上げたということ、私どもの直営が少し少なくなって稲荷町パーキングも使えないのでお客様のご選択はそういうことになったのかなと感じてお

ります。その分、公共交通機関でご利用いただいているとこちらもいいほうに理解をしております。今後こういった取組をさらに精査して、継続していきたいと思っております。

以上のようなことが9月から直近までの取組と、今後のさらなる公共交通機関利用促進への取組について、簡単ですがご説明をさせていただきました。

それから京都市内ではないのですがパーク・アンド・ライドの取組で、大津市さんと連携をさせていただき、4月9日から大津市の公共駐車場の4箇所、大津駅南口、明日都浜大津、浜大津、膳所駅前にある公共駐車場におとめいただいて高島屋にご来店いただき、5,000円以上お買い求めいただくと終日駐車券を提供するというのを今検討しています。これをチラシ等でお客様に配布させていただいて、特に滋賀県からお越しのお客様は11%ぐらいと4月のアンケートで把握しておりますので、ほんの少しでもご利用いただけましたら京都市内へ入る車も少しは抑制できるのではないかとお願いしております。

以上、簡単でございますけれども、高島屋京都店の駐車場についての変更計画の説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

●市川会長 ありがとうございます。公共交通利用促進へのいろいろな取組をご紹介いただきました。ただいまの説明につきまして委員の皆様方から何かご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

●辻委員 ご説明ありがとうございます。電気自動車の利用が10台とか14台というのは、御社から見ると普通のタクシーよりもどうなのでしょう。

●大井（高島屋） まだまだこれからでございますけれども、最初のうちは7台とか1桁代でしたが、最近ご指名で、交換のところにも「電気自動車に来てほしいけれどもどうしたらいいのか」というお電話をいただくようになってきていますので、環境意識の高いお客様はたくさんおられると思いますので、一度お乗りになられると非常に静かですし、市内ですと加速もすっと出ますので、一度乗っていただくとまた乗りたいと思っていただけるのではないかと思います。

ただ、なにぶん市内をあまり流して走っておられないと聞いております。まだ市内で11台しかございませんので、そのうち私どもに2台プラス充電のために1台来ていただいていますので。大阪は50台ほどあると聞いていますが、まずは定着してある程度電気自動車の人気を上げてもう少し台数を増やしていただけたらと思っております。

●辻委員 ありがとうございます。

●石原委員 ご説明ありがとうございます。初商のときのパーク・アンド・ライドは説明があ

ったかもしれませんが、実績としてはどのぐらいの方がこの仕組みを使われたのでしょうか。

●大井（高島屋） 2日目が9台、3日目が5台の合計14台です。市バスの券の額が、1万円ほどの市バス券を発行させていただいて、大人の方と子どもの方と、子どもの方には110円の券をお渡ししたのですが、それだけのご利用がございました。どうしても初商の時間が、駐車場に入るまでに1時間とかかかりますので、普段よりも少し長くかかることをご存じな方はご利用いただいたと思います。

●石原委員 ありがとうございます。

●恩地委員 細かいことなのですが、変更計画説明書の1ページのいちばん下のほうに駐車場を利用することができる時間帯というのがあって、これが9時30分～午後8時30分になっていますけれども、4ページの下の方は同じことをいっているのですね。4ページの下は午後9時30分になっているのですが、どちらが正しいのですか。

●大井（高島屋） この午後9時30分というのは7階のレストラン街が9時30分までやっておりますので、そちらをカバーしてこちらを書いていたと思います。

●佐々木（高島屋） 入刻は8時30分までで、利用可能としては9時30分までです。

●恩地委員 わかりました。それから6カ月平均で24%ぐらいの駐車場利用実績が減ったということですが、もし可能なら参考までに教えていただきたいのですが、まず車の分担率はそもそもどのぐらいのパーセントになっているのか、全部のお客さんのうち車を使ってこられるお客さんの比率が何パーセントになっているのかという話と、この間、売上がどれぐらい増減したかを、無理かもしれないのですが教えていただけないでしょうか。お客さんの数自体はどう変化しているのかということをお聞かせいただければと思います。

●瀧野（高島屋） 車のご来店比率につきましては、平成17年度に来店顧客調査を行っておりまして、そのときが17%でした。今回のアンケートを実施した際のお答えから類推した数字では、今11%ぐらいと考えております。この駐車場の24%減の入店客数への影響ですが、4月のアンケートで1台あたり2.5人乗っておられるというおおよその平均値が出ましたので、その平均値と台数減と掛け合わせて試算しましたところ、だいたい3%ぐらいが入店客数への影響が出ている。この上半期の入店客数の減が前年から4%ぐらいでした。下期が8%減ですので駐車場の影響はその8%のうち3%ぐらいはあったのかなと考えております。

売上のほうはいろいろな要素がありますので、この駐車台数から直結した試算というのはなかなか難しいところがございます、正確な数字はここでは申しあげかねます。

●恩地委員 車を減らしてしまってその結果、売上や来店客数を減らしてしまうと元も子もない感じもするので、そこを上手にやりくりできるといいなと思ったので、そういう期待を込めて注目して申しあげました。

●瀧野（高島屋） ご参考で、20日過ぎ、震災から10日以上経ったこの数字ですが、何カ月かぶりに入店客数が100を上回っておりまして、100～110ぐらいの推移できています。これが一時的なものなのか、ある程度ほかの来店手段が定着しつつあるのかは注意深く見守っていきたいと思っております。

●恩地委員 ありがとうございます。

●早瀬委員 公共交通機関への涙ぐましい転換や、河原町通を仏光寺から高辻ぐらいまで、交通の動きその他、定期的にパトロールされていることについてもよく存じております。努力されていることは申しあげておきます。丁寧に説明されたそのとおりだと思います。

●宇野委員 ご説明どうもありがとうございました。冒頭、河原町通の渋滞の抜本的な対策というご発言がございましたように、取組として非常にいろいろしていただいて本当にありがたいと感じている次第です。そのなかで駐車場の配置等を変更された前後での渋滞状況ですとか、あるいは来店、特に退店時の待ち時間というのは、週末はかなり長くかかるという掲示もお店のなかに出されていると思うのですけれども、そのあたりの変化がどうかということをまず1点おうかがいたいということ。それからもう1つ、今、隔地を含めて設定している代替駐車場は河原町通沿いが多く設定されています。五条通よりも南から入ってしまうと選択肢が限られてしまうということがありますので、できればもう少し、特にピーク時において南側で分散ができないのかと素人的には考えるのですが、そのあたりは何か取組等、お考えのものがあるかどうか教えていただければと思います。

●大井（高島屋） 入庫待ちのほうは以前と比べまして車列が五条通までいくことは本当に少なくなりました。近くまでいって30分でお入りいただけるようになったと認識しております。この理由はきちとしたものは把握できていないのですが、やはり稲荷町と当社の入口、オアシス駐車場もございますけれども、今まで稲荷町に入るところが非常に激しくてそこでまずボトルネックようになっていたのがほとんどなくなってスッと入っていける。車列もその分でしか並んでおられないということが考えられます。

実際、河原町通の南はだいたい 800 台分ぐらいが日曜日はないということですので、5メートル掛ける 800 台で4キロ分ぐらいが特にピーク時に集中します。11 時ぐらいから3時ぐらいのあいだに4キロ分の車がないということを想定していただくとスムーズに入っているということです。バスの方からも今まではよく電話もいただいていたのですが、それがまったく阻害されていないとかがっております。

出るほうはどうしても集中して3時から6時前に集中します。これは1箇所しかございません。最後の出口のところは2箇所にしていますけれども、出るところは河原町通1箇所ですので、結果として四条通の交差点、それから河原町通が結果として三条通のあたりで混んでいるということもございます。どうしても夕刻は、今までよりよくなったかというところは変わらない。けれども少しましになったかと思っております。南から押してくる車が少なくなっているということもございます。こういったことが今お客様のご利用から見て考えられます。

五条通から南ですが、先日も五条通の東側で五条大橋ガレージをさせていただいたのですがなかなかご利用がございません。こちらは12月でやめさせていただいたのですが、やはりバスの往復券とか配らないとなかなかということではないかと思えます。民間でやるよりは、できればあのあたりに公共的な駐車場があればありがたいのですけれども、それも難しい話かもしれない。どちらかというところ、御池と烏丸、御池のほうはまだ満車になることも少ないようですので、ちょっと北のほうまで走っていただかないといけないのですけれども、今のところそちらのほうをご利用いただくほうが私どもとしてはいいのではないかと考えています。よろしくお願ひします。

●市川会長 ほかにございませんか。

●松井委員 いろいろ工夫をされて公共交通機関のほうに誘導しようという点はいいと思えますけれども、この計画説明書の7ページに、「諸対策の影響と今後の見通し」という4番目の記載に関して少し気になった点がありますのでおうかがいしたいと思えます。

現状で、以前ほど渋滞がなくなったのは今ご説明いただいたとおりなのだろうと思うのですが、しかし相変わらず仏光寺や松原までは車列がいくことがあるわけです。これはよろしいことなのでしょうか。その気になればゼロにできることではないかと思うのです。高島屋のパーキングの入口のところで、そこより後ろにつながろうとしたらダメだということが可能ではないかと思うのです。実際にほかの大規模店舗でそういうことをされているところがあるのです。

それを考えると4のところ「悪化を招くことはないと考えます」と書いてあるのですが、これは何を基準としての考えるかなのです。これまでと比べると悪化はしないという意味ではこのとおりだと思っておりますが、本来あるべき姿から比較すると仏光寺や松原の道路を、公道を悪い言い方をすれば高島屋の駐車場として使われているわけです。それを考えると周辺の生活環境の悪化を招くことはない結論づけられるのはどうなのだろうかと思うのです。変化とい

うのは理解できます。けれども今、仏光寺、松原でとめていいかというそれはまずいのではないのでしょうか。

●大井（高島屋） まさしく今、おっしゃるとおりだと思います。私どもの通常の営業のために車が入る。その分が公道に並んでいる。そういう意味ではここに書きました書類をつくらせていただいたときから比べると改善はされるだろうと思います。おっしゃるようにすべてをゼロにすることまでは私どもはこの機会ではできませんし、ほかの大型店舗でできていることがどうしてできないのかということも非常に耳が痛いことで、これを書き直す必要があるかもしれませんけれども、それは表現だけの問題でございますので、現状で今すぐゼロというのは、ゼロまでいかなくても混乱のないようにさせていただくために五条署の警察関係者の方といういろいろお話をさせていただいていますが、ゼロをめざすまでは取り組めていないのが現状でございます。

●松井委員 審議会としまして、例えば高島屋さんだけ大目に見るというのはまずいのではないかと考えているのです。ほかの店舗について結構厳しいことをいっていて、高島屋さんだけ松原までいってもかまいませんといえないと思うのです。それを考えると、どうしてほかの店舗でやられているようなことをやられないのですか。

●事務局（高見課長） 突然でございますが、市川会長、発言よろしいでしょうか。今、お話がありました点に関しまして、河原町通の交通状況が現状でよいか言われれば、必ずしもよろしくないわけでございます。この場でできるかできないかの言い切りを求めるというよりは、一歩前進又は半歩前進かもしれませんけれども、今後とも段階的に努力いただくという形で文面を手直ししてもらうということも考えられると思います。

●大井（高島屋） 限りなく頑張っていかせていただきますのでよろしくをお願いします。

●松井委員 私が疑問なのは、ほかのところがされているのにどうしてできないのかということに関しては理由が必要だと思うのです。こういう理由なのでできませんということをおっしゃっていただいたら、「ああ、そうですか」と納得ができるのですけれども、一歩前進とか半歩前進だからオーケーというのは、論理的に筋が通らないのではないのですか。今回は特に分散化されたわけはかなり大きな変更です。当然、車列が伸びる可能性がある。それをなくす、あるいは少なくするためにいろいろ努力されたのはわかるのですけれども、本来あるべき姿にもっていかないといけないのではないのでしょうか。

●瀧野（高島屋） 今ご指摘のあった部分につきまして、当然われわれとしてゼロに向けて努力をしていくという意味が変わるわけではないのですが、ほかのお店でゼロにされたという事例につきまして、われわれは申し訳ないのですが勉強不足でどのような状況で、どんなやり方をされたかをまだ研究できておりません。それも含めまして今後、他社さんの例も含めてできる限りやらせていくという方向で努力したいと考えております。

●松井委員 河原町の問題につきましては別に今日に始まったわけではなくて、はるか昔から同じような状態が続いていたわけです。目の前に来て1台たまったら、向こうへ行ってくれと流すのです。他店はやっておられます。ちょっと甘えておられるのではないのでしょうか。

●事務局（高見課長） 改めて発言をお許してください。それぞれ異なる状況で運営されているのが大規模店舗であると理解しておりますが、交通処理に関わる問題はいずれにしても非常に重い問題と考えます。事務局としましても、事業者から一定のご回答、方向性をいただこうと思いますが、若干お時間をいただいて、再度事業者と事務局でさせていただきたく存じます。ただ、来店客をいかに迎えるかという営業に関わる話と、公共物である道路における通行を阻害していることをどうするかという話について、バランスを欠かないよう検討することが必要と考えますので、この場での即答は難しいと思います。

●早瀬委員 今、高見課長がおっしゃった点で完結していると思います。私は審議会の委員として松井先生のおっしゃったことは共有しております。しかし今少し時間をかけてソフトランディングをしていただくようにやっていただいたらどうでしょうか。今日結論どうのこうのというのは無理だと思います。

●市川会長 早瀬委員がおっしゃるように、今日この場でというのは難しいかと思しますので、後日事務局を含めてご相談をさせていただいて、次回審議会までに一応お答えいただくということでもよろしいですか。再度お見えいただくのは難しいですね。

●事務局 今回の変更内容は特段の事情がなければ継続していくというものでありますから、駐車需要という面からも、昨年9月から始められたわけですので、1年間を通した実績を踏まえて今後どうしていくのかということで、事業者として交通処理のあり方を再整理するという作業は当然必要になってくると思います。例えば直近ではお盆の商戦もありますので、そのときの来店客車両の出入りを改めて確認する必要もあると考えます。以前から交通渋滞をどうするかというのは課題としてありましたが、今回の変更内容に関わる事業者の取組を拝見しますと、進捗状況と取組の規模の評価は別途あるとしましても、かなりの前進といい方向にもっていかうという意識が働いているのは事実であると思われまます。それゆえになおさら年間を通し

での駐車需要がどうであったか、改めてどのような取組が求められるなど、今後に向けた方向性を事業者として検討していただく必要があると考えます。先ほど高見が申しましたとおり、営業と交通のバランスを念頭におきますと、次回の4月はちょっと厳しいかと思えます。

事務局として課題を先伸ばしにするつもりはございませんが、事業者の姿勢に関しましては、しないともできないとも言っている訳ではないが、こうしたら回りにも納得してもらえる取組ができていくと言い切れる段階でもないという、取組途上の状況ではないかと考えております。お盆の商戦が終わったぐらいの時点で丁度1年になりますので、1年経過というスパンでみた場合であれば、話の中身としてより具体性が出てくるかと思えます。今しばらく、3、4カ月ほどお時間をいただくほうが事務局としてもありがたいところでございます。

今回の届出に関しましては、変更内容によって現状が悪化しないかどうかという点から検討に入ったのは事実であります。個々の大規模店舗として、周辺環境に悪影響を与えないという意味での「あるべき姿」は求められるところではございますが、そのために必要とされる要素が常にすべて整っているというのは、店舗をとりまく状況が必ずしも一定している訳ではないことから、なかなかしんどい部分もあるかと思えます。以前からの課題を残しながらも、少しずつ歩みを進めていくというやり方でご苦労いただいていることもございますので、そうした経過を踏まえつつ対応させていただきたいと存じます。今しばらくお時間をいただくということですと、事務局としても大変ありがたいのですがいかがでございましょうか。

●市川会長 そのようにさせていただければありがたいと思えます。今回の計画説明書につきましてはこういう計画をしたい。それについては今より悪くなるということは考えられないという意味で、周辺的生活環境の悪化を招くことはないというふうにお書きになられたと思えます。そのあたりも含めて、それから今後さらに、今日の計画を超えて高島屋さんとして渋滞という問題にどう取り組むかというあたりを、改めて事務局を含めてご相談させていただいてお考えをうかがうということで松井先生、いかがでしょうか。

●松井委員 1点だけ申しあげますと、周辺生活環境の悪化というのは現状の悪化という意味ではありません。例えばすでに騒音をやたらと出している店舗があったとすると、それはすでに悪化しているのです。ですから現状よりもよくなったからよしとするという趣旨ではなかったのではないのでしょうか。それだと前から出しているものの勝ちではないですか。そんな法律になっていたというようには私は解釈していないのですけれども。ですから先ほど事務局がいわれたのはちょっと違うのではないかと考えています。

新規に店舗ができるような場合は大丈夫かもしれませんが、けれども現状店舗があって変更なりをする場合に、今より悪化しなければオーケーというような趣旨の法律だったのでしょうか。それであれば現状を思い切り悪くしておけば何をやっても大丈夫ではないですか。そんなことになっているとは私は思っておりません。

●事務局 審議の対象となっている店舗がどうあるべきかにつきましては、大店立地法に基づく新設届出を通じて一定議論されている場合は、その後の審議においても前提となりうるかもしれませんが、本件に関しましては、大店立地法が施行される前に開業している店舗でございます。その意味であるべき姿の議論はなかったというのにはありますが、そのためにどうあるべきかという議論が全くできないということにはならないと思います。

ただ、変更届では、変更前の生活環境に対してどのような影響を与えるか、与えないのかという議論がメインになるのは避けられないところです。その点から言いますと、どうあるべきかという議論は今回の変更届に関する審議の枠を超えるものとなりますことはご理解いただきたいと存じます。その一方で、あるべき姿としてどうなのかということについての議論がなかったということについては、事務局としましても説明が不足していたと思います。

そこで、改めて検討と整理のための時間をいただきたく存じます。法律の趣旨を変えた解釈をしている訳ではもちろんございませんし、根っこにある部分を整理させていただき時間をいただきたいということでございますので、議論を逃げているわけではございません。

●市川会長 ご理解いただけただけでしょうか。

●松井委員 わかりました。

●市川会長 それではほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。それでは現地調査の実施及び追加資料請求の有無についてお聞きします。現地調査につきましては各委員がそろって行かれるという現地視察は行わないことにいたします。案内が必要な場合は事務局からの案内とさせていただきます。追加資料につきましてはいかがでしょうか。何かございましたらおうかがいしたいと思いますが。

——（委員から特に発言なし）——

●市川会長 それではこれで「高島屋京都店」の届出者からの説明を終了したいと思います。担当の方、どうもご苦労様でございました。

——（担当者退室）——

## 2 報告事項

●市川会長 では議題2に移ります。「報告事項」について事務局から説明願います。

●事務局 それではご説明申しあげます。お手許の資料2と資料3でございます。続けてご説明申しあげますので、よろしく願いいたします。

まず資料2でございます。ページ数は8ページでございます。これは昨年11月に開店いたしました京都ヨドバシビルの現況報告でございます。まず、資料の成り立ちでございますが、報告内容といたしまして裏面を含めまして、10項目を掲げております。これは開店までにどのような取組をするかということと2回ほど事業者から説明をいただきましたが、その際の報告項目と同じ項目を掲げておりまして、それらについてどうしたか、どうであったかという説明書きを添えてもらっております。なお、⑩につきましては、実際の状況はどうであったのかということで数字を掲げております。事務局としましても、開店以来、開店日から1週間、それから適宜土日も含めまして現状を確認しておりますが、交通処理に関しましては、今までのところ大きな支障は出ていないのではないかと認識しておりますことから、事務局からご報告さしあげるといふ形をとりました。

まず項目に従って申しますと、1番は、オープン時につきまして建物7階の駐車場を来店者の待機スペースということでしたが、これにつきましては午前中のあいだ利用されることがありましたけれども、すぐにお客さんの流れができましたので、終日使うことがなかったという状況でございます。公共交通の利用促進策につきましては、広報・周知によりましてどれだけのお客が公共交通機関でこられたかについて、これまでのところ明確な数字は把握できていない状況ですが、特に混乱はなかったとのこと。また、駅からの来店の充実を図る目的で、地下鉄の出入口シャッターの閉鎖時間を午後11時45分まで開放したところですが、これまでのところ、周辺地域や近隣事業者に対して何か支障が発生したということはないと聞いております。ホームページ、チラシ等に公共交通機関の利用による来店を促す周知に関しましては、最近チラシにおける告知欄がやや小さくなってきているのではないかと感じはしておりますが、公共交通機関の利用促進の周知は継続されている状況でございます。今後どのようになっていくのかということもございますので、しばんでいかないよう引き続き依頼をしていこうと考えております。

Pitapa 決済の利用状況につきましては整理している状況ですので、細かい部分については今のところまだ発表できる状況ではないように聞いております。数字につきましては、公表できるものがあれば事務局としましても把握に努めていこうと考えております。

オープンセールの状況につきましても、駐車場が満車になって困るということは特にございませんでした。基本的に車の流れとしましては、車が出たら入るという感じで、渋滞を作らないと入れないという状況はこれまでのところ発生していない感じです。

③ですが、これは①とつながる部分でございますけれども、交通処理について支障があったとは考えておりませんし、問題があったという報告もございません。また地元のほうからもこれにつきまして特にどうこうという話は聞いておりませんので、開店前の説明のとおり運営されているのではないかと思います。交通整理員の配置は、事前の説明にもありましたとおり

100名弱ということで、最終延べ何人であったかということについては確認中でございますが、必要となる人員配置は何とか功を奏したかと思われまます。現在も七条通につきましては複数名以上の整理員を配置することで交通誘導を実施しており、七条通について大きな渋滞は特に発生していないのではないかとみております。

しかし毎日見ているわけではございませんので、たまたま見た日がそうだったといわれてしまうと非常に辛いものがあるのですが、最近の状況では地元住民から車の出入りなどで困っているという話は特に聞いておりませんので、なんとか交通処理されているのではないかと考えてございます。

地元対応につきましては従前から対応するという話がございます。開店の11月から12月にかけて、これまで4回実施しているところでございますが、今後も地元に対する説明については適宜行っていきたくて聞いております。ただ、地元から言われて行うのか、あるいは店舗のほうから積極的にするのかということについてははっきりとはしておりません。少なくとも開店から1年間の様子については、当然地元のお住まいの方も関心があると考えますので、当然地元説明が求められるであろうという心積もりはしていると考えてございます。

騒音対策につきましては、ご指摘に従って対策を行っているところですが、今までのところ、騒音に関する苦情については、事務局にも特に入ってございません。できる限り地元の状況につきましては、事務局としましても把握するように努めておりますが、今のところについては記載されているとおりではないかと考えます。BGMの放送の自粛につきましては、店内放送で対応したということで、私どもが把握する限りにおいて外に音が出ているということはないかと考えます。ただ、館内のお知らせに関する部分として流れていたという事実があったと聞いておりますが、その部分についてはいつ、どういう形で、何回繰り返されたかは把握できておりません。基本的に店内で行うことについては守っておられると考えられますので、この内容で特に齟齬はないと考えます。

その他荷さばき関係でございますが、搬入車両台数の削減ということでは、夜に出入りするのはやめてくれという地元の話が以前からありましたので、その要望に沿った運営をされているところでございます。なお、これにつきましてはできるだけ台数を減らすことについて、各店舗におきましてもストックする場所を個別に確保するなどいろいろと対応されているようでございますので、今後とも荷さばきの台数が増えてどうこうということはないと考えます。

おめくりいただきましてその他でございます。先ほどの項目①と③と重なる部分でございますが、オープンの関係でこれについても混乱はなかったということでございます。開店直前、直後も含めまして私どものほうとしても確認しているところでございますが、閉店時における車の流れというものが一般駐車場の車の流れと交わる場所もございましたので、多少の混乱はあったように考えておりますが、それについては今のところ解消されていると考えてございます。現時点では自転車というものについてはたしかに来客が増えているように思われますので、それについての整理等の対応を今後取り組んでいきたいと聞いております。

実績報告ということで、数字をどこまで出せるかということ調整して、今のところ公表が可能な内容を掲げておりますが、⑩でございます。来客者数としては1日あたり平日5～6万人、自動車の関係につきましては平日は1日700台程度、オープン時については最大2,500台となっておりますが、少なくとも車の処理に関しまして渋滞が起こったという状況ではございませんので、台数そのものが何を基準に多い、少ないというのかはいづらいところがございますが、少なくとも掲げた数字については交通処理ができてきたと思われまます。

ただ、この数字が多いか、少ないかと捉えることについては、事務局としましても基準をもっておりません。車の流れということ考えた場合に、渋滞が起こらないように交通処理をしていくということに変わりございませんので、ヨドバシカメラとしましても、近隣の道路の流れに支障が出ないように今後とも取り組みたいと申しておりますので、現状の取組みについて継続して状況を見ていくことになるかと考えております。

イオンモールKYOTOの場合には図面の添付がございましたが、ヨドバシカメラにつきましては、開店前の説明の中で交通整理員の配置図面などを提示し、その図面に従って運営をされていることから、今後新たに変更届が提出されるような状況になりましたら、現状についての報告を添えた形で出させていただこうと思っております。なお、ヨドバシに関する部分としてはこの報告を含めまして、これで1つの区切りになるのではないかと考えております。事務局といたしましては、今後とも地元からの声や情報といったものについてはできるだけ把握し、状況の変化等についての的確な把握に努めていきたいと考えております。長くなりましたが、以上でございます。

●市川会長 ただいまの事務局からの報告について、何かご質問等ございますか。

●早瀬委員 まず事務局にお尋ねいたします。この立地審議会はご存じのとおり、専門の分野において審議会として出店者に対して意見をいうわけですが、その意見を守りなさいということでは当然のことなのですが、そのなかに例えば今後の地域経済とか、そういった諸問題について真摯に地元の関係者と意見交換をなささいというような、それが5番目の事業者側の地元対応だと思っております。それで間違いないですね。それも立地審の切り口のなかに入っているわけですね。

●事務局（高見課長） 大店法につきましては、経済的な影響に関する言及はございません。周辺環境に対することのみについての内容でございます。

●早瀬委員 商業振興についての諸問題について、開店後関係者と意見交換をなささいという道はあるのですか、ないのですか。

●事務局（高見課長）　　ごさいません。設置者の商業活動が環境に悪影響を及ぼすときのみについてのごさいです。営業上の話等につきましてはごさいません。それはまた別のステージでの話になると思います。大店立地審議会におきましてはその権限はごさいません。

ただ、京都市として大型店舗というのは地域経済に影響を及ぼす存在でございしますので、その点、京都市の産業観光局としては注意して見ていかないといけないということは当然ごさいです。ですから切り離してのお考えになると思います。

●早瀬委員　　わかりました。それでは近々、地域商業団体として、立地審とは関係なしに京都市に要望書を出させていただきますので、そのときはよろしくお願いたします。

●事務局（高見課長）　　地域商業団体様から個別の商業施設、あるいは施設に対してのご要望をいただくことは京都市も若干ごさいですので、そのときには誠意をもって対応させていただきます。

●早瀬委員　　いわゆる環境について特に屋上の緑化問題は、下京は 11 行政区のなかで緑化のいちばん遅れている行政区なのです。そういった問題と駐車場との関連でリンクしまして、産業観光局と都市計画局に要望書を出させていただきます。

●市川会長　　では議題の「その他」に移りたいと思いますが。

●事務局　　申し訳ごさいません。ヨドバシの説明が長くなってしまい、資料 3 の説明が飛んでおりましたので、追加説明をさせていただきませんかでしょうか。申し訳ごさいませんけれども、資料 3 をご覧いただきたいと存じます。

毎回ご報告させていただいております「立地法に係る計画一覧」と「今後のスケジュール」でござい。10・11 ページでござい。手続き中の届出案件と審議会の今後の審議予定を掲載してござい。おめぐりいただきまして 11 ページの「今後のスケジュールで」でござい。3 月末の受理予定と書いてござい。現在話をしている内容としましてはスーパーマツモトのベルタウン西小路御池店でござい。これは島津製作所の三条工場南地区に隣接する場所でごさい。以前は島津製作所の駐車場があったところでごさい。新たに店舗を出したいということで相談がきております。

この案件に関しましては、届出に向けて関係書類等の整理・調整がなされているところでごさい。届出書の整理ができ次第、手続きに従って進めていく形になると考えております。

以上、追加説明ということでご了承願います。

### 3 その他

●市川会長 それでは新ためて議題3「その他」です。何かございましたらご発言をお願いいたします。

●宇野委員 以前も一度類似の発言を申しあげたと思うのですが、ちょっと気になっていますのが隔地駐車場の取扱いなのです。多数の大型店舗さんが同種の駐車場を隔地ということで指定されて、その台数の管理というのはいったいどのような形になっているのか、あるいは利用実態として混雑が発生しないかどうか。混雑に伴う周辺街路への影響がないかどうか。

要はほかのところに混雑を付け替えている可能性が出ているのではないかとということです。今日の高島屋さんのものを見る分にはそれほど大きな問題は現状ないのかと思うのですが、店舗直営のものはかなり厳しく見たり、あるいはその状況を把握されているのですが、隔地のほうはそちらにもって行って知らないよという危険性がなきにしもあらずですし、あるいは御池にしてもかなりの台数をいろいろなところが指定されています。先ほどピーク時には620台の利用が高島屋さんの場合あったというご発言もありましたので、今後、今すぐどうこうということではないのですが、隔地の取扱いにつきましても、少し情報の収集や数値の整理等をしていただければなという希望です。

●事務局 今のご意見につきまして、以前から隔地駐車場の取扱いがどうなっているかというご指摘をいただいているところでございます。私どもとしましてもどういう契約状態でされているのかについて、機会があるごとに聞いているところでございますが、駐車区画数と契約区画数の関係など駐車場全体としてどうなっているか、私的な契約事項にも関わってまいりますので、正直な話としてなかなか把握が難しいという課題がございます。昨今届出の中で度々登場します、御池駐車場における取扱いも含めまして、隔地駐車場の活用と運営について可能な限り詳細を調べてまいりたいと考えてございます。

契約形態にも色々あるようでして、年間を通した契約とか、例えば月単位で区切るやり方とか、期間ではなく区画の利用頻度に注目するとか、一律にこうした契約ですという訳でもないとか、場合によっては契約内容が途中で変更されることもあり、一般的な傾向がつかみにくいということがございます。さらに、たくさんの店舗が次々と契約した結果、のべ駐車台数が実駐車台数を超過しているケースがない訳ではないだろうなどと予測しますと、駐車場を運営する側、店舗側にもそれぞれの事情があることから、どこがどうという話が公になるのを避ける業者もあるやに聞き及びます。その結果、どこまで調べてどのようなことなら公表できるかを整理してからということになるかと存じます。

以前からのご意見・ご指摘を決して忘れていたわけではございませんが、どう報告をさせていただいたのか迷っているところもございますので、今しばらくお時間をいただきまして、実際はこうだという形をお示しできればと思います。宿題をいただいたということで改めて肝に銘じますので、今しばらくお時間をいただきたく存じます。

●宇野委員 別に急いでいるわけではございませんので、今回わりと大きな変更が出てきたものですからちょっと気になりましてもう一度ご発言申しあげました。

●早瀬委員 今の問題とは直接関係ありませんが、駐輪場の件です。高島屋の斜め向かいのコトクロスは、屋上に駐輪場をつくったと思います。どれぐらい利用されているのでしょうか。

●事務局（高見課長） エレベーターで上がるシステムになっていまして、個人的な感想では利用状況は芳しくないと思えますが、客観的な数字をいただいている訳ではございません。

●早瀬委員 私は町内ですからわかっているつもりですが、ほとんど利用していない。出店者側から見たときに審議会をクリアするため、あえて屋上に作ったという便宜上の取扱いになっているのではないかと思います。屋上に自転車を何台か付置義務で付けて、それで平日に不足をしていない。そういうことに「いいですよ」というのは現実にそぐわないと思うのです。

先ほどの問題とも多少関連していると思います。駐輪場もはたして今のこの立地審議会での切り口がはたして現実的にいいのかどうか。検討してほしいと思います。

●事務局（高見課長） 委員の皆様もご承知のとおり、大店立地法では駐車場、駐輪場につきましては、各自治体に条例がある場合はそれを当てはめてクリアすることを求めています。

本市の場合では、独自の自転車に関する条例を持っておりますので、大規模小売店舗の駐輪場の整備については、その条例は当てはめて条例が示す整備数がクリアできればいいという形になっているのは事実です。大店立地法も条例もそうですが、駐輪場の整備を求めるものでありまして、実際どれだけの利用頻度があるかは問うておりません。整備数ということ言えば、お話の建物では問題はないのですが、早瀬委員のいわれるとおりに悩ましいところがございまして、都心部で土地の形状からしてなかなか平面で取れないために、勢いどうしても立体型の駐輪場にせざるを得ないという苦しい状況がございまして。駐輪場の設置は義務でございまして台数確保は避けられないところですが、利用を考えた場合どうなのかというご指摘は、法令解釈を含めたそもそも論につながって参ります。ですから、こうした課題は本審議会ですというよりは、市全体の都市計画、まちづくりのあり方として別途の議論になってくるのではないかとということでございまして。ご意見ありがとうございます。

●市川会長 それではこれをもちまして本日の審議会を終了したいと思います。その前に事務局から事務連絡等があればご発言願います。

●事務局（高見課長） 次回の審議会は、事前にご連絡させていただきましたとおり、4月25日（月）午前10時から、場所は室町御池南西角のビル葆光4階「自愛」でございまして。

案件は「高島屋京都店」の答申案の検討でございます。本日、ご指摘いただいた部分は、最終的なゴールに向かってどうするのか、現時点での今回の案件についてどうするのかということも関連しますので、答申案の検討につきましては、会長、事業者とも十分に協議を行い進めさせていただきたいと存じます。

さらに、2月の審議会においてご報告いたしました、現在、大規模小売店舗におきます来客用駐車場の設置基準引き下げにつきまして、市民の皆様方からパブリック・コメントを3月末まで聴取中でございます。この案件につきましてもご報告をさせていただきたく存じますので、ご出席のほどよろしくお願ひいたします。

加えまして先月変更届を受理いたしました京都住友ビル、すなわち丸井グループの件でございますが、委員の方々もご承知のとおり、4月27日（水）に新装開店いたします。営業時間の一部変更がございますが、これは追加費用を伴わず、また速やかな現状復帰も可能であることから、通常の8カ月制限を待たずに実施できるとされております。ご審議いただく前の実施となりますが、ご了承いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。

●市川会長 次回審議会は4月25日（月）午前10時から、場所はビル葆光4階「自愛」になります。案件は「高島屋京都店」の答申案の検討です。加えて来店客用駐車場に関わる直近の報告等があるということでございます。次回の審議会において、特に非公開とすべき部分もないように思われますので公開としたいと思ひます。また、次回審議会での出席機関につきましても従来どおり、指針の項目と関係の深い機関に出席をお願いしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

——（委員了承）——

●市川会長 ありがとうございます。

## 閉 会

●市川会長 それでは、これで第114回京都市大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。長時間どうもありがとうございました。

●事務局（高見課長） ありがとうございます。来年度もまたよろしくお願ひ申し上げます。